医師法第21条に関する各種声明等

① 医療法・医師法解(第16版:平成6年)(健康政策局総務課編)

死体又は死産児には、時とすると殺人、傷害致死、死体損壊、堕胎の犯罪の痕跡をとどめている場合があるので、司法警察上の便宜のためにそれらの異状を発見した場合の届出義務を規定したものである。したがって「異状」とは病理学的の異状ではなくて法医学的のそれを意味するものと解される。

② H16.4.13 最高裁判決(広尾病院事件)(平成16年4月13日)

死体を検案して異状を認めた医師は、自己がその死因等につき診療行為における業務上過失致 死等の罪責を問われるおそれがある場合にも、本件届出義務を負うとすることは、憲法38条 1項に違反するものではないと解するのが相当である。

③ 日本法医学会「異状死ガイドライン」(平成6年5月)

わが国の現状を踏まえ、届け出るべき「異状死」とは何か、具体的ガイドラインとして提示する。条文からは、生前に診療中であれば該当しないように読み取ることもできるし、その他、解釈上の問題があると思われるが、前記趣旨にかんがみ実務的側面を重視して作成したものである。

(中略)

(4) 診療行為に関連した予期しない死亡、及びその疑いがあるもの

注射・麻酔・手術・検査・分娩などあらゆる診療行為中、または診療行為の比較的直 後における予期しない死亡

診療行為自体が関与している可能性のある死亡

診療行為中または比較的直後の急死で、死因が不明の場合

診療行為の過誤や過失の有無を問わない

④「医療事故防止のための安全管理体制の確立について」(国立大学医学部附属病院長会議常置委員会・医療事故防止方策の策定に関する作業部会中間報告。平成12年5月)

(2) 警察署への届出

医師法により、異状死体については、24時間以内に所轄警察署に届け出ることが義務付けられている。医療事故が原因で患者が死亡した可能性がある場合に、医師法の規定に従い届出を行わなければならないか否かについて、本作業部会が明確な解釈を提示することはできないが、同法の規定は、司法警察上の便宜を図ることを目的としたものであるとも言われることから、医療行為について刑事責任を問われる可能性があるような場合は、速やかに届